

２．地震再保険特別会計

（１）概要

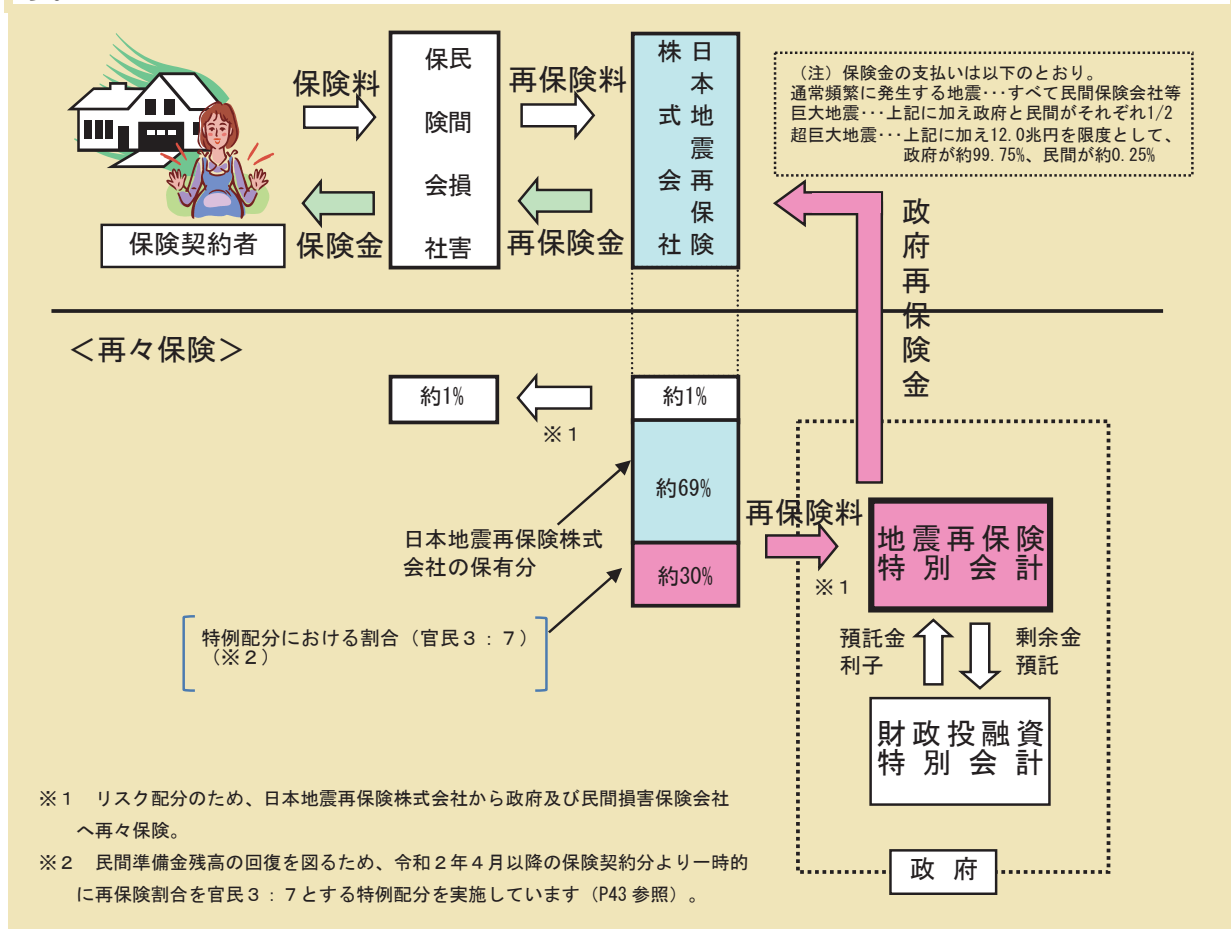
地震再保険特別会計は、昭和 39 年の新潟地震を契機に、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、一定額以上の巨額な地震保険責任を国が再保険することを内容とした地震保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするために昭和 41 年に設置された特別会計です。

（２）具体的な事業の内容

地震再保険事業は、民間損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するものです。具体的には、民間損害保険会社が引き受けた地震保険の契約は、すべて日本地震再保険株式会社に再保険され、日本地震再保険株式会社はそれぞれの保険責任割合に応じて自らが保有する分、民間損害保険会社に再度再保険する分と政府の地震再保険特別会計に再保険する分に分けて出再（再保険を引き受けてもらうこと）します。

地震再保険特別会計の仕組み（資金の流れ）

民間損害保険会社が引き受けた地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行います。



【再保険金の支払】

制度発足以来、平成7年兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28年熊本地震及び平成30年大阪府北部を震源とする地震において、日本地震再保険株式会社の請求に基づき、国が再保険金を支払っています。

令和2年度までに国が支払った再保険金の累計額は次のとおりです。

- ① 東日本大震災：約 5,866 億円
- ② 熊 本 地 震：約 1,373 億円
- ③ 大阪府北部を震源とする地震：約 161 億円
- ④ 阪神淡路大震災：約 62 億円

〈参考〉損害保険会社から契約者へ支払われた地震保険の総支払金額及び証券件数（令和2年度末時点）

- ① 東日本大震災：約 1 兆 2,881 億円、証券件数：約 82 万件
- ② 熊 本 地 震：約 3,898 億円、証券件数：約 21 万件
- ③ 大阪府北部を震源とする地震：約 1,206 億円、証券件数：約 15 万件
- ④ 阪神淡路大震災：約 783 億円、証券件数：約 7 万件



地震保険制度

地震保険制度は、地震災害は巨大損害発生の可能性、発生時期、頻度が予測困難であり大数の法則が成り立たないこと、超長期でみなければ収支が相償しないこと等により、民間損害保険会社のみではリスクを引き受けることができないことから、「地震保険に関する法律」（昭41法73）に基づき、国が民間損害保険会社の地震保険責任を再保険し、巨大地震発生の際には地震保険金支払額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について国が民間損害保険会社に再保険金の支払を行う制度です。

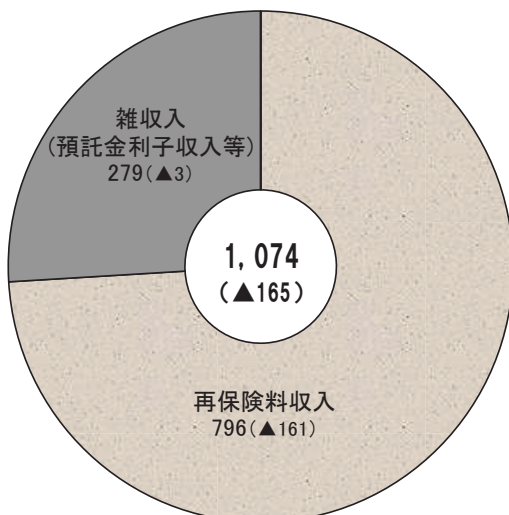
（参考資料）「地震保険制度の概要」

(http://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm)

（３）特別会計の現状

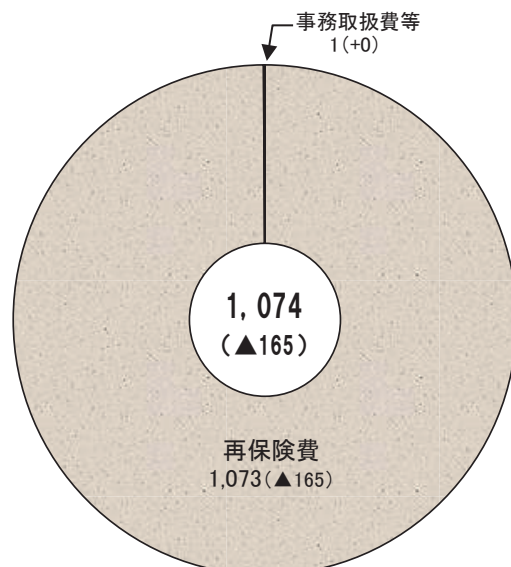
① 歳入歳出予算（令和3年度当初予算）

【 歳 入 】



【 歳 出 】

（単位：億円）



○歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額

（単位：億円）

歳入総額	歳出総額	（参考）歳出純計額
1,074（▲165）	1,074（▲165）	1,074（▲165）

○歳入・歳出の内容

（単位：億円）

（歳入）

内容	額	説明（増減要因）
再保険料収入	796（▲161）	最近までの収納実績等を勘案し、令和３年度の地震保険契約の見込みを基礎として算出した、日本地震再保険株式会社からの再保険料収入見込額（特例配分の平年度化等による減）
雑収入	279（▲3）	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
合計	1,074（▲165）	

（歳出）

内容	額	説明（増減要因）
再保険費	1,073（▲165）	「地震保険に関する法律」(昭41法73)第3条第1項の規定による再保険契約に基づく日本地震再保険株式会社への支払再保険金（特例配分の平年度化等による再保険料収入の減少等に伴うもの。）
事務取扱費	1（＋0）	事務取扱いに必要な人件費及び事務費
予備費	0（－）	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	1,074（▲165）	



民間準備金残高の回復を図る方策について

官民共同保険である地震保険制度の安定的な運営のため、令和２年度予算から、一時的に保険料の配分方法を変更し、近年の地震災害により減少した民間準備金残高の回復を図ることとしています。

民間危険準備金残高の回復を図る方策について

地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年８月）の主な内容

【民間危険準備金残高の現状】

- 保険責任に応じた将来の保険金支払に備え、官民それぞれにおいて準備金を積み立てているが、東日本大震災以降の地震保険金支払等により、民間の危険準備金残高が激減

【今後の対応】

- 地震保険制度が安定的に運営されていくためには、早期に民間危険準備金残高の回復を図ることが重要
- 比較的地震保険金の支払いが多額となる地震が増加していることに鑑み、喫緊の課題として早急に取り組むべき



民間危険準備金残高の回復を図る方策

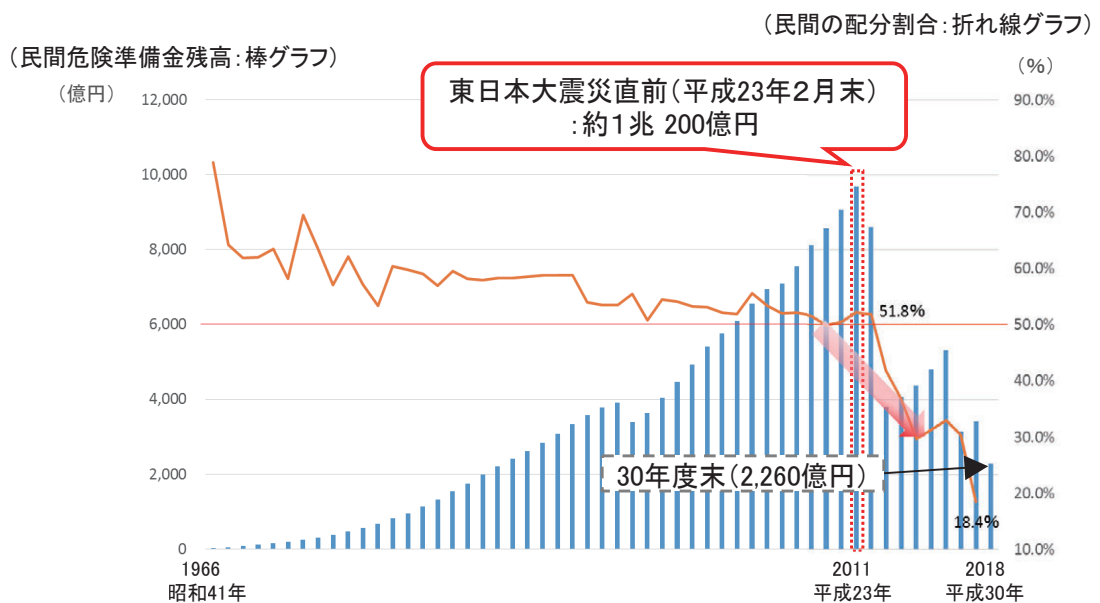
【令和２年度地震再保険特別会計予算政府案（再保険料収入）】

- 配分方法 官民保険責任割合に応じた配分 ⇒ 過去の官民の保険金支出割合を基礎とする配分（特例配分）
- 配分割合 官民で約 8 : 2 ⇒ 官民で 3 : 7
- 特例期間 民間危険準備金残高が１兆円程度に回復するまでの間

【特例期間終了後における調整】

長期的な収支相償を図る観点から、『官民保険責任割合に応じた配分』と『過去の官民の保険金支出割合を基礎とする配分』の差額については、特例期間終了後、民間危険準備金残高を維持することに考慮しつつ、政府に多めに配分する調整を行う。

（参考）



② 剰余金

令和２年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
1,198	39	1,158	—	1,158	—

(剰余金が生じた理由)

再保険料収入等の歳入が再保険費の支払等の歳出を上回ったためです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 34 条第 1 項の規定により、積立金として積み立てることとしています。

③ 積立金等

積立金

① 積立金の残高

(単位：億円)

令和３年度末（予定） （令和３年度当初予算）	令和２年度末 （令和２年度決算処理後）	令和元年度末 （令和元年度決算処理後）
18,605	19,764	18,605

② 積立金の目的

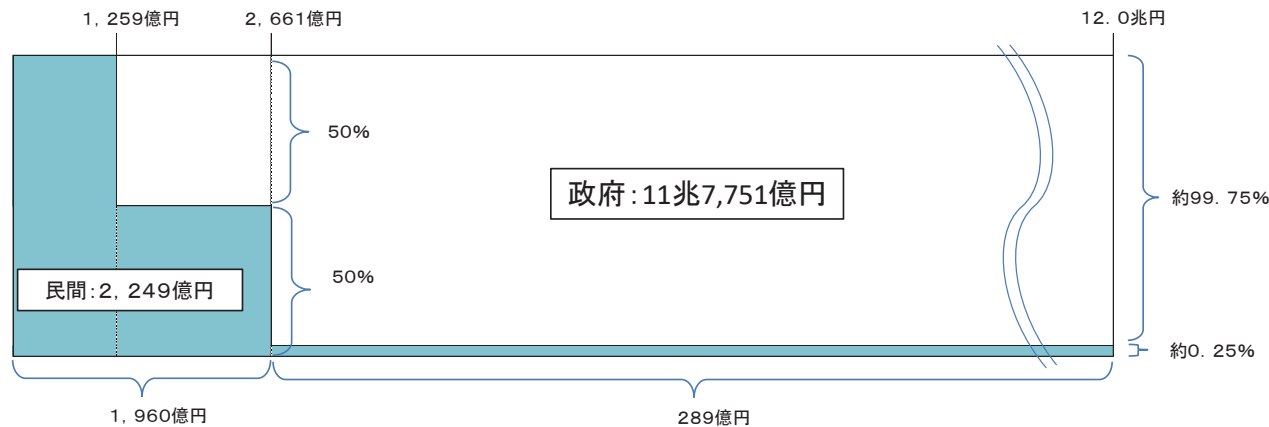
特別会計法第 34 条第 1 項の規定により、大地震発生時の「再保険金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしました。

③ 積立金の水準

予測困難な地震災害の特異性を踏まえると、あらかじめ水準を設定することは困難ですが、保険審議会答申（昭和 40 年 4 月 23 日）の「少なくとも関東大震災程度のものが再来した場合においても支払保険金削減の事態が生じないよう配慮すべき」との考え方を基に、1 回の地震等による総支払保険金の上限を、関東大震災級の地震が再来しても支払保険金額が削減されないよう 12.0 兆円と設定しており、そのうち、令和 3 年度当初予算における政府の責任負担額は約 11.8 兆円とされています。

【官民保険責任額の構造（再保険スキーム図）】

令和３年４月１日以降



(注) 横軸は１回の地震等による総支払保険金額、縦軸は民間保険会社と政府の負担割合を示しています。

④ 資産及び負債（令和元年度特別会計財務書類）

地震再保険特別会計貸借対照表

(単位：億円、単位未満切捨)

《30年度》	《元年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《元年度》	《30年度》
		現金・預金 (財投預託金)	未 払 金	0	0
			賞 与 引 当 金	0	0
16,623	18,605		責 任 準 備 金	18,970	16,969
37	39	未 収 収 益	退 職 給 付 引 当 金	0	0
346	365	未 収 保 険 料	負 債 合 計	18,970	16,970
0	0	無 形 固 定 資 産	資 産 ・ 負 債 差 額	38	37
17,007	19,009	資 産 合 計	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	19,009	17,007

(注) 責任準備金は、積立金と同様、将来の再保険金を支払うためのものですが、責任準備金は損益計算書（＝発生主義）における利益の累計額、積立金は歳入歳出差額（＝現金主義）の累計額であるため、責任準備金の額と積立金の額は一致しません（責任準備金の額＝現金・預金（＝積立金の額）＋未収保険料）。

主な資産は、現金・預金であり、主な負債は、将来の大規模地震発生の際に支払義務が発生する再保険金を支払うための責任準備金です。

資産・負債差額は、資産の部の「未収収益」（預託金の運用利子に係る令和元年度分の未収利息）及び「無形固定資産」（ソフトウェア）と、負債の部の「未払金」（児童手当）、「賞与引当金」及び「退職給付引当金」の差額ですが、これは、期間損益の調整が行われるために生じるものです。

⑤ 保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等

地震の発生時期、規模及び頻度の予測は困難であり、かつ、その損害規模が巨大となることもあります。そのため、地震保険の保険料率は、超長期で収支が相償う仕組みのもと、営利目的を排除するノーロス・ノープロフィットの原則に基づきできる限り低く設定しており、現状の保有保険金額をもとに、今後発生しうる全ての地震（文部科学省 地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」の作成に用いられた震源モデル）による損害をシミュレーションし、1年あたりの支払保険金を求め算出しています。算出は「損害保険料率算出団体に関する法律」（昭23法193）第3条第5項第2号の規定に基づき損害保険料率算出機構が実施し、同機構が金融庁に届出を行います。

予測困難な地震災害の特異性から、将来の収支を確実に見通して保険料率を定めることは困難ですが、損害保険料率算出機構において、リスク算定方法の変更等とあわせて、震源モデルによる収支計算を踏まえた見直しを随時行っています。

（４）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取り組み等

平成24年4月に関連分野の専門家・有識者等からなる「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」（以下「PT」といいます。）を設置し、制度の見直しについて幅広く検討が行われ、平成24年11月に報告書が取りまとめられました。

PT報告書では地震保険制度に関し、商品性、保険料率の諸課題について提言がなされたことから、平成25年11月から平成27年6月まで10回にわたって、PTフォローアップ会合を開催し、「損害査定の簡素化」、「マンション付属物の損害査定」、「損害区分の細分化」、「地震保険料率」等について報告・討議して、「議論のとりまとめ」を公表しました。

PTフォローアップ会合の「議論のとりまとめ」における提言を踏まえ、平成27年9月には、損害の実態に照らした保険金支払割合に近づけつつ、保険金支払割合の格差縮小を図るため、「半損」としていた損害区分を「大半損」と「小半損」に分割し、損害区分を3区分から4区分に細分化するための政令（「地震保険に関する法律施行令」（昭41政164））改正を行い、平成29年1月に施行しました。

地震再保険特別会計についての問い合わせ先

財務省大臣官房信用機構課 電話番号 03-3581-4111（内線 6318）